



平成25年5月14日

各 位

東京都中央区日本橋本町一丁目7番2号  
常和ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 小崎 哲資  
(コード番号: 3258 東証第一部)  
問合わせ先 常務取締役兼常務執行役員管理部長 中村浩康  
電話 03-3243-1911

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月14日開催の取締役会において、平成25年6月19日開催予定の第36回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 将来における事業規模の拡大等に備え、機動的かつ柔軟な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 今後の事業展開の促進および経営基盤の充実強化に備えるため、現行定款第18条（員数）を変更するものであります。
- (3) 株主総会を通じ、会社のガバナンスの向上を図ることを目的として、現行定款第20条（解任方法）の決議要件を変更するものであります。
- (4) 取締役社長選定を必須事項として明示するとともに、役付取締役の構成に関して、取締役会で機動的に定めることにより、柔軟に経営体制を構築できるよう、現行定款第22条（代表取締役および役付取締役）を変更するものであります。
- (5) 取締役社長の職務を明確化するために、変更案第23条（取締役社長の職務）を新設するものであります。
- (6) 顧問の選任を、機動的かつ柔軟に行えるよう、現行定款第25条（顧問）を削除するものであります。
- (7) 今後の監査体制の充実強化に備えるため、現行定款第31条（員数）を変更するものであります。
- (8) 上記のほか、条数の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成25年6月19日（予定）
定款変更の効力発生日	平成25年6月19日（予定）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3, 200</u>万株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4, 000</u>万株とする。</p>
<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>15</u>名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>21</u>名以内とする。</p>
<p>(解任方法)</p> <p>第20条 1項(条文省略)</p> <p>2 前項の解任決議は、議決権の行使をすることができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し出席した当該株主の議決権の<u>3分の2以上</u>をもって行う。</p>	<p>(解任方法)</p> <p>第20条 1項(現行どおり)</p> <p>2 前項の解任決議は、議決権の行使をすることができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し出席した当該株主の議決権の<u>過半数</u>をもって行う。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 1項(条文省略)</p> <p>( 新 設 )</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役社長各1名</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 1項(現行どおり)</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役社長を選定する。</u></p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。</p>
<p>( 新 設 )</p>	<p>(<u>取締役社長の職務</u>)</p> <p>第23条 <u>取締役社長は、当社の業務を統括する。</u></p>
<p>第23条～第24条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第25条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>顧問</u>)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、その決議によって顧問を置くことができる。</u></p>	<p>( 削 除 )</p>
<p>(員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は、<u>6</u>名以内とする。</p>